



改正高齢者住まい法施行

～厚生労働省・国土交通省～

10月20日、4月27日成立した改正高齢者居住安定確保法（高齢者住まい法）が施行された。本改正により「高齢者専用賃貸住宅」「高齢者円滑入居賃貸住宅」「高齢者向け優良賃貸住宅」が廃止され、「サービス付き高齢者向け住宅」に一本化された。

■サービス付き高齢者向け住宅開設 医療法人の附帯業務へ

また、同日厚労省の通知により、サービス付き高齢者向け住宅の開設が医療法人の附帯業務として認められた。現在高専賃を運営している医療法人については、平成24年3月31日までに▼有料老人ホームか、サービス付き高齢者向け住宅への変更、▼定款変更——が必要となる。

一部ユニット型施設の別指定で疑義解釈

～厚生労働省～

厚生労働省は9月30日、今年9月1日に施行された「指定居宅サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」、「厚生労働大臣が定める施設基準等の一部を改正する告示」に関する疑義解釈をまとめ、事務連絡を各都道府県に通知した。同省では「市町村や事業所等への周知を図って欲しい」としている。

改正省令では一部がユニット型となっている施設については、今年9月以降に指定等の更新を行う場合については、ユニット型部分とそれ以外の部分でそれぞれ別施設として指定等を行う必要がある、とされた。

疑義解釈では、指定更新の際の手続きとして、▼一方の事業所については更新申請を行い、もう一方の事業所については新規申請を行う、▼それぞれの事業所について新規申請を行う——の両方が可能としている。他には▼介護職員は双方の施設での兼務はできない、▼専従の職員配置を算定要件として求めている加算については、その職員が双方の施設を兼務している場合には算定できない、▼両施設間を異動した入所者については初期加算の算定はできない——などの具体的な扱い・解釈を紹介している。